

本資料のうち枠囲みの内容は、  
当社の機密事項を含むため、  
又は他社の機密事項を含む可能性  
があるため公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 説明資料	
資料番号	KK6 添-3-001-7 (比較表) 改0
提出年月日	2023年10月11日

## 原子炉格納容器の強度計算の基本方針 (比較表)

東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所第6号機

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																
<table border="1" data-bbox="522 485 2392 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 491 736 537">相違 No</th> <th data-bbox="736 491 2377 537">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 537 736 583">①</td> <td data-bbox="736 537 2377 583"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 583 736 630">②</td> <td data-bbox="736 583 2377 630"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 630 736 676">③</td> <td data-bbox="736 630 2377 676"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 676 736 722">④</td> <td data-bbox="736 676 2377 722"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 722 736 768">⑤</td> <td data-bbox="736 722 2377 768"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 768 736 814">⑥</td> <td data-bbox="736 768 2377 814"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 814 736 861">⑦</td> <td data-bbox="736 814 2377 861"></td> </tr> </tbody> </table>				相違 No	相違理由	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦	
相違 No	相違理由																		
①																			
②																			
③																			
④																			
⑤																			
⑥																			
⑦																			

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p><u>V-3-1-7</u> 原子炉格納容器の強度計算の基本方針</p>	<p><u>VI-3-1-7</u> 原子炉格納容器の強度計算の基本方針</p>	<p>記載の適正化          （図書番号変更による差異）</p>
	<p>目次</p> <p>1. 概要 ..... 1            2. 原子炉格納容器の強度計算の基本方針 ..... 1</p>	<p>目次</p> <p>1. 概要 ..... 1            2. 原子炉格納容器の強度計算の基本方針 ..... 1</p>	<p>差異なし</p>
	<p>1. 概要          原子炉格納容器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条第1項第5号及び第12号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。          本資料は、原子炉格納容器のうち改造を実施する配管貫通部が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。</p> <p>2. 原子炉格納容器の強度計算の基本方針          原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。）の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号）（以下「技術基準規則の解釈」という。）第17条10において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。）」＜第1編軽水炉規格＞J S M E S N C 1-2005/2007」（日本機械学会）又は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）＜第1編軽水炉規格＞ J S M E S N C 1-2012」（日本機械学会）によることとされているが、<u>技術基準規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定されるJ S M E S N C 1-2005/2007及びJ S M E S N C 1-2012は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。</u>          よって、原子炉格納容器のうち改造を実施する配管貫通部の評価はJ S M E S N C 1-2005/2007による評価を実施する。          原子炉格納容器のうちコンクリート製格納容器の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、技術基準に関する規則の解釈第17条14において「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 J S M E S N E 1-2003」（日本機械学会）（以下「CCV規格」という。）によることとされているが、規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。          よって、コンクリート製格納容器のうち改造を実施する設備の評価はCCV規格による評価を実施する。          なお、原子炉格納容器の強度計算方法については計算書で個別に示すこととする。</p>	<p>1. 概要          原子炉格納容器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条第1項第5号及び第12号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。          本資料は、原子炉格納容器のうち改造を実施する配管貫通部が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。</p> <p>2. 原子炉格納容器の強度計算の基本方針          原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。）の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号）（以下「技術基準規則の解釈」という。）第17条11において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。）」＜第1編軽水炉規格＞J S M E S N C 1-2005/2007」（日本機械学会）又は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）＜第1編軽水炉規格＞ J S M E S N C 1-2012」（日本機械学会）によることとされているが、<u>施設時にJ S M E S N C 1-2005/2007又はJ S M E S N C 1-2012が適用されていない設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定されるJ S M E S N C 1-2005/2007及びJ S M E S N C 1-2012は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。</u>          よって、原子炉格納容器のうち改造を実施する配管貫通部の評価はJ S M E S N C 1-2005/2007による評価を実施する。          原子炉格納容器のうちコンクリート製格納容器の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、技術基準に関する規則の解釈第17条15において「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 J S M E S N E 1-2003」（日本機械学会）（以下「CCV規格」という。）によることとされているが、規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。          よって、コンクリート製格納容器のうち改造を実施する設備の評価はCCV規格による評価を実施する。          なお、原子炉格納容器の強度計算方法については計算書で個別に示すこととする。</p>	<p>記載の適正化          （技術基準規則の解釈の改正による差異）</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。